

保育所における乳児保育から3歳以上児保育への移行期の保育と接続の課題

—アーティキュレーションの視点からの考察—

The challenges of early childhood education and care in the transitional period from under 3-year-olds through upper 3-year-olds at childcare centre
: A consideration from a viewpoint of the articulation.

石毛 久美子
Kumiko ISHIGE

要旨

本研究は、保育所における乳児保育から3歳以上児保育への移行期における保育と接続の課題について、「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」（厚生労働省）の議事録及び資料を主な検討素材に、教育制度論におけるアーティキュレーション（articulation）の視点を用いて整理検討を試みることを目的とする。検討を通じて、学習者である子どもの学びの連続性を重視した保育所保育を保障するうえでは、移行期の保育と接続において（1）構造的側面における課題として、子どもの発達や学びの特徴を踏まえた段階区分など制度的な配慮の必要、（2）内容的側面の課題として、「移行期」に着目した保育内容や保育方法等を含めたカリキュラム理解の深化と実践の強化、（3）運営的側面の課題として、丁寧な引き継ぎを実践するための保育体制および勤務環境整備の検討の必要があることを指摘した。

【キーワード】 移行期の保育と接続 アーティキュレーション 保育所 乳児保育 3歳以上児保育

1. はじめに

これまで保育・幼児教育領域における移行期や接続についての検討は、主に幼稚園、保育園、認定こども園など保育・幼児教育施設から小学校低学年におけるカリキュラム研究をはじめ、小学校就学時の接続の問題として取り上げられることが多かった。しかし、保育所保育に焦点をあてると、その6年間の保育期間には、就学の時期のほかにも注目すべき接続の課題を内包した移行期がある。その一つが、乳児保育¹⁾から3歳以上児保育への進級時である。保育所における乳児保育から3歳以上児保育への移行期には、それぞれ保育内容や保育運営上の諸基準に一定の差があることから、学習者である子どもにおいても、この移行期に「段差」を経験していると考えられる。ところが、現状において乳児保育から3歳以上児保育への移行期の対応は、保育所や保育士のそれぞれの取り組みに任されており、移行期における接続のあり方についての具体的な検討は緒に就いたばかりといえ、これに関する組織的体系的あるいは制度論的な視点からの検討も十分に行われているとは言い難い²⁾。しかしながら、今般の保育所保育に対する社会的時勢的要請を背景とする乳児保育の急速な量的拡充³⁾と、その両輪としての保育所保育指針を下地とする今日的な「保育の質」を

めぐる議論が活発に行われている⁴⁾ことを考慮すれば、乳児保育から3歳以上児保育への移行期に着目した検討は、まさに焦眉の課題といえる。また、昨今の所官庁レベルにおける「保育の質」の議論においては、乳児保育の質についての議論と合わせて、就学時だけでなく乳児保育から3歳以上児保育への移行期における保育と接続についての具体的な検討の必要も指摘され始めている。このことは、保育・幼児教育改革において、まさに乳児保育がより広く一般化される向きで、その量的質的検討が進んでいる証左といえる。言い換えれば、移行期の保育と接続についての在り方についての検討は、すでに個別に対応すべき課題から、全体的な課題として組織的体系的観点から求められているといえる。

そこで、本稿では「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」（厚生労働省）の議事録及び資料を主な検討素材に、乳児保育から3歳以上児保育への移行期における保育とそこにおける接続の課題について、教育制度論におけるアーティキュレーション（articulation）の視点を用いて整理、検討を試みる。この検討は保育・幼児教育制度研究の空隙を埋めることを一義的な目的とし、保育・幼児教育制度改革における課題検討の際の一助になりうるものといえる。

なお、本来ならば、乳児保育から3歳以上児保育への移行期の保育と接続についての課題の精緻な精解においては、乳児保育から3歳以上児保育への移行の仕方は様々であることから、その移行ルートごとの検討が必要となる。ゆえに、本検討は乳児保育から3歳以上児保育への移行期における保育と接続についての研究の一階梯として位置付けたい。

2. 移行期における保育と接続の課題についての見解

本節では、まずもって保育・幼児教育改革において乳児保育から3歳以上児保育への移行期における保育と接続の課題について、どのような見解や検討の方向性が示されているのか把握する。検討素材には「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」（厚生労働省）における議事録及び資料を用いる。検討会は、平成30年5月から令和2年6月まで計10回にわたって開催され、令和2年7月に議論のとりまとめが行われている。委員は学識経験者等を中心に構成され、意見発表者として保育の事業者や事業者団体、自治体等も招致されている。中間的な論点の整理が行われたのちは、作業チームが組織され、テーマごとに検討作業が進められた。事務局は保育所の所管庁である厚生労働省が務めているが、オブザーバーとして認定こども園、幼稚園それぞれの所管となる内閣府および文部科学省の担当官も参加している。

検討会では、保育所保育指針の改定（2017）を直接的な背景として、保育所等における「保育の質」について、①各保育所等において行われる保育の「内容」に関する事、②衛生面を含めた保育が行われる施設や設備など保育を支える「環境」に関する事、③保育士をはじめとする保育を担う「人材」に関する事の3つの観点から検討を行うことを主旨としているが、とくに本稿で取り上げる今期の検討会では、①の保育の「内容」面から具体的な方策等を検討することがミッションとして課された。具体的には、保育所保育指針に基づいて様々な保育の現場において着実に保育が実践されるような手立てとなる方策が示されることが期待された。まさに当該検討会は、政府レベルにおける「保育の質」についての議論の場といえ、そこにおいて示された具体的事案や事項は、今後の保育・幼児教育改革の方向性の指標と捉えることができる。

検討会のとりまとめにおいては、今後の検討すべき事項がいくつか示された⁵⁾。「移行期の保育と接続」についても、子どもの生活と発達との連続性を踏まえた保育を実現するための方途として検討すべき事項の一つに挙げられ、その見解と大まかな展望が

示された（下記）。

「移行期の保育と接続」

保育所入所の時期、3歳未満児クラスから3歳以上児クラスに替わる時期、小学校就学の時期など、子どもにとって特に周囲の環境や一日の生活の流れの大きな変化を経験する時期の保育においては、一人一人の健康や情緒の安定に配慮し、新しい環境へ馴染んでいくことを支えることが必要となる。保育の記録や計画を含め、こうした移行期に着目した保育の実践のあり方に関する検討が求められる。また、移行期においては、それまでに育まれてきた資質・能力が次の時期の育ちへとつながるよう、保護者を含めた関係者間で互いの状況が見える関係性を形成し、個々の子どもの姿や育ちに関する理解の共有と連携が図られることが特に重要である。なお、幼児教育と小学校教育の接続に関しては、保育所と小学校が連携・交流を通じてそれぞれの目標や内容・方法、子どもの捉え方等について互いに理解を深めるとともに、こうした取組を幼稚園や認定こども園等も含めた地域の幼児教育施設全体で進めていくことができるよう、自治体の保育担当部局においても教育担当部局と積極的に連携を図ることが求められる。

（「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」とりまとめ引用）

すなわち、①子どもにとっての移行期は周囲の環境や一日の生活の流れの大きな変化を経験する時期であるということ、②保育者は、子ども一人ひとりの健康や情緒の安定に配慮する必要があること、また子どもが新しい環境へ馴染んでいくことを支える必要があること、③保育の記録や計画を含む保育実践の在り方として、それまで育まれてきた子どもの資質・能力が次の時期の育ちへと繋がるようにすること、またそこにおいては保護者を含めた関係者間で互いの状況が見える関係性を形成して、個々の子どもの姿や育ちに関する理解の共有と連携を図る必要があること、が指摘されたといえる。まさに、子どもの生活や発達、あるいは学びの連続性を意識した保育実践の実現に向けた方途として、移行期を円滑に接続していくことが課題に据えられていることがわかる。

では、当該検討会における、乳児保育から3歳以上児保育への移行期の保育と接続についての見解ないし方向性を踏まえて、具体的にどのような課題が挙げられるのか、次に教育制度論におけるアーティキュレーションの視点を用いて整理検討を試みる。

3. アーティキュレーション概念と3つの視点

先検討会のとりまとめにおいて示された「移行期の保育と接続」の課題について整理、検討を試みるにあたり、先に教育制度論におけるアーティキュレーションの視点をを用いることの妥当性について指摘しておく。

秋川は、教育制度論におけるアーティキュレーションについて、次のように説明する。アーティキュレーションとは、「ライフステージに応じた教育組織を順次活用していく学習者の統一的発達という観点からの「下級教育段階と上級教育段階との結びつき」を意味する。音楽用語の「アーティキュレーション」が、「各音の区切り方やつなぎ方（の技法）」を意味するように、教育体系の上下の教育段階の区切り方と両者の接続の仕方の局面を捉える概念、つまり、子どもの発達段階や年齢に応じて、どこで段階を区切り、その上下段階をいかにスムーズに移行させるかを考える視点であるといえる⁶⁾。この説明を踏まえれば、保育所における乳児保育から3歳以上児保育への移行期の保育と接続の課題をアーティキュレーションの視点をを用いて検討することの意義は、次の点に見出すことができる。

すなわち、学習者（＝子ども）の統一的発達という観点からすれば、一つの教育段階として括られる保育所保育には、「区切り」（＝移行期）と「連続性」という2つの要素が併存していると捉えられる。それは、①子どもの発達と学びの特徴への配慮の点から、保育所保育指針の保育内容や係る法令等の諸基準に見ても、制度設計上、乳児保育と3歳以上児保育との間には「区切り」と捉えられるような保育段階が確認できること⁷⁾、そして②保育所の上級教育段階にあたる小学校就学に向けては、乳児保育の段階から長期的な見通しをもった保育計画を作成するなどして、学びの「連続性」を意識した保育を実践することが求められていること、から理解することができる。さらに、③その「区切り」となる保育段階間の移行期には、躓き感や戸惑いを感じている子どもが少なからず見られ、そこにおいては「連続性」が十分に保障されたスムーズな移行が行われているとは言い難い状況がある。

これらを考慮すると、保育所が子どものライフステージに応じた保育・教育組織として在るためには、保育所保育6年間のうちには「区切り」となるような保育段階が内在していることを丁寧に確認したうえで、保育段階間の円滑な移行を実現するための接続の在り方について制度的配慮の視点をもって検討する必要があることがわかる。

また、清水は教育制度研究の立場から見た時、アーティキュレーション研究の問題の重要性の一つに、

接続を考える場合には連続面とともに非連続面を考える必要があると指摘する。つまり、「アーティキュレーションは、既存の学校や既成の教育段階をただ単に結びつけるだけにとどまらず、各学校段階を適切に区切り、区分するというのも併せて含めて考えられなければならない」とする⁸⁾。この指摘からは、アーティキュレーションの視点をを用いて検討を試みることで、保育・幼児教育段階において新たな区切りや区分が必要となる可能性があることを示唆する。言い換えれば、これまで保育・幼児教育段階は、制度的に小学校就学前の段階として一括りに捉えられる傾向にあったが、保育・幼児教育段階のうちにも明確な区切りが確認されることで、将来的に保育・幼児教育段階内に適切な区切り方として、例えば、乳児保育と3歳以上児保育との間に、新たな制度的区分が設けられる可能性が生起され得るということである。このことは、保育・幼児教育段階と小学校教育段階との接続についての検討枠組みにも影響を与えることになろう。

これら知見から、保育所を子どもの生活や発達、学びの連続性を保障する一つの保育・教育組織として捉えた場合、乳児保育から3歳児以上児保育への円滑な移行を実現するための接続のあり方について、アーティキュレーションの視点をを用いて検討することは、一定の意義があると考えられる。

またアーティキュレーションの問題領域について、清水は、少なくとも3つの側面、すなわち、教育機関（教育組織）の設定の枠組みに関する側面、教育機関（教育組織）の内実に関する側面、各教育機関（教育組織）間の具体的連絡・調整方法の側面があると指摘する。そして、これらの3側面は、互いに密接な関連をもちつつ、いずれの側面も欠くことなく統一的に考えられて初めて効果的なアーティキュレーションとなり、結果、全体としてダイナミックな学校制度を築き上げるものと考えられると説明する⁹⁾。本稿ではこの清水の指摘に倣い、以下、乳児保育から3歳以上児保育への移行期の保育と接続の課題について、先検討会で示された「移行期の保育と接続」の見解と検討の方向性を検討素材に、3つの側面（「構造的側面」「内容的側面」「運営的側面」）から整理、検討を試みる。

4. 乳児保育から3歳以上児保育への移行期の保育と接続の構造的側面の課題

アーティキュレーションの教育機関（教育組織）の設定の枠組みに関する側面（「構造的側面」）の中心的なテーマは、段階的区分の問題である。周知のとおり、就学前教育段階は義務教育段階ではないので、教育の開始時期や終了時期は概ね個人の意志

に委ねられる。しかしながら、保育所は、法令上、福祉施設であることから入所要件により、利用には制限が設けられている。つまり、個人の意向に限らず、個人が置かれた諸状況によって、保育所への入所と退所の時期が決定する。言い換えれば、保育所保育においては、学習者である子どもの学びの連続性の保障よりも保護者の諸状況による利用要件が優先されるということである。そこにおいて、子どもが学びの環境としての保育所保育を継続して得るための制度的対応や支援は十分とはいえない状況がある。例えば、いわゆる育休退園¹⁰⁾の措置を施す自治体では、とりわけ学習者である子どもの学びの連続性の視点は抜け落ちてしまう。保護者が産前産後休暇や育児休暇を取得する場合、在園中の子どもはすでに保育を必要とする状態には当たらないとして退園の措置が採られる。つまり、その子どもの学びの連続性は家庭において継続されることを前提に、弟妹の誕生によって保育所保育における学びを一方的に中断させられることになる。

また、先検討会の「移行期の保育と接続」の見解によれば、「子どもにとって、移行期は周囲の環境や一日の生活の流れの大きな変化を経験する時期」と捉えたうえで、保育所に在所している子どもには、①保育所入所の時期、②3歳未満児クラスから3歳以上児クラスに替わる時期、③小学校就学の時期の3つの時期が、移行期として在ることが指摘されている。②の移行、乳児保育から3歳以上児保育への進級時には、一般的に子どもの発達状況や学びの成果等を見極めるための考査等は実施されず、年齢に応じて進級が決定する。

しかしながら、②の時期における発達の特徴を考慮すれば、成長発達の個人差と月齢差を看過することはできない。日本の学校教育においては学年の始期、いわゆる進級時期は設定されており、保育所においても同様である。この期の発達の特徴を考慮すれば、②の時期において発達の月齢差はより顕著となることは想像に難くない。さらには先述のとおり、利用条件等により保育所を利用している子ども一人ひとりが、それぞれ入園月齢・年齢、途中退所を含めて在所期間が異なる。よって、3歳以上児クラスへの移行の時点で、すでに3年間保育を利用してきた子どもとそうでない子どもが混在しているということになる。しかし、そうした在所期間や月齢差による子どもの発達の特徴を考慮した対応や措置などは個別に任せられ、制度的な配慮や仕組みは少ない。

さらに、待機児童の解消を目的とする保育所の受け皿としての乳児保育の急速な拡充において、3歳未満児のみを対象とする保育施設やサービスも増え

ている。そうした乳児保育のみを対象とした施設やサービスを利用している子どもの3歳以上児保育への移行に関しては、自治体ごとに様々な支援策が講じられているものの、運用面や実効面では改善の余地が残されているといえよう。

保育所における乳児保育から3歳以上児保育への移行期の保育と接続についての構造的側面の課題は、社会的要請の影響を受けて生起される課題も多い。しかし、理念としてのアーティキュレーションは、学習者である子どもの心身の発達段階に適したかたちで、その区切りが定められることを求める。乳児保育から3歳以上児保育への移行期の子どもは、学習者として自身で自覚的な移行ルートや方途を選択することが難しい発達段階にあることを十分に考慮しつつ、子どもの生活と発達、学びの連続性という観点から制度的配慮を備える必要があるといえる。

5. 乳児保育から3歳以上児保育への移行期の保育と接続の内容的側面の課題

清水は、アーティキュレーションの最も主眼が置かれ強調されなければならない部分は教育機関（教育組織）の内実に関する側面（「内容的側面」）であると指摘する¹¹⁾。保育所保育に照らしてみると、当該側面のテーマにはカリキュラム、保育方法、保育指導（計画）、園外活動、園行事などが挙げられる。先検討会における「移行期の保育と接続」の見解からは、アーティキュレーションの内容的側面にあたって養護的側面における配慮と教育的側面における検討課題がそれぞれ示されていた。すなわち、子ども一人一人の健康や情緒の安定に配慮し、子どもが新しい環境へ馴染んでいくことを支えることと、保育の記録や計画を含めて移行期に着目した保育の実践のあり方に関する検討の必要である。ここでは、とりわけ保育所保育指針の改定を踏まえつつ、保育所保育におけるカリキュラムに焦点をあて検討を試みる。指針における乳児保育と3歳以上児保育の保育内容のポイントを確認しつつ、保育段階間の保育内容の繋がりに着目することで保育所保育におけるアーティキュレーションの内容的側面の課題を考察する。

今回の保育所保育指針の改定では、5つの基本的方向性が示されたが¹²⁾、なかでも①乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、についての方向性が示されたことは、学びの連続性の重要性がより明確に示された点で、保育内容の繋がりについて考察するうえで注目すべき事柄といえる。とりわけ保育所から小学校就学の時期への移行期に

あつては、保育・教育内容面における接続という点で、カリキュラムアプローチの議論も活発に行われ、保育内容の質の確保と向上についての検討が明確な課題となった。

また、学びの連続性を十分に確保するうえで、乳児保育の充実は不可避の課題とされた。この点について、例えば先検討会においても、「協同的な学び」をテーマとした議論のなかで、協同的な学びは、年長児の5歳児だけを対象とするものではなく、乳児保育からの地つながりを意識することによって豊かに生成されるものであると指摘され、乳児保育の質的確保・向上の重要性が学びの連続性の基盤となっており、その重要性が語られているところである¹³⁾。まさに、上級教育段階となる小学校就学への移行期に向けてのスマールステップとして、乳児保育から3歳以上児保育への移行期は捉えられており、そのことに連動して乳児保育の質の確保と向上が必要な検討課題として生起されたといえる。こうした改定の方向性を踏まえ、各保育段階の保育内容を確認したうえで、保育所保育の全体的なカリキュラム構図を考察する。

(1) 乳児保育段階の保育内容のポイント

今回の保育所保育指針の改定では、子どもの発達や学びの特徴にあわせて乳児(0歳)、1歳以上3歳未満児の保育内容については、新項目を設けて3歳以上児の保育内容と区分して記載された。これは、前回の改定において保育内容の大綱化として、3歳未満児の保育内容の詳細な記述が割愛された経緯を考慮すると、建設的な意味での揺り戻しとも捉えられる。

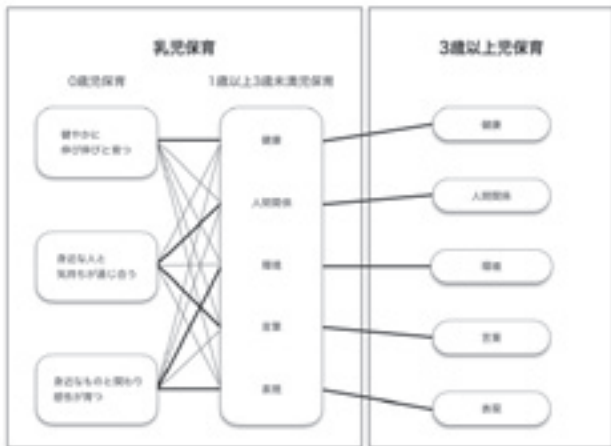
乳児保育にあたる3歳未満児は「学びの芽生え」の時期にあり、その期の保育は生涯の学びの出発点に位置づくものであることから、保育実践を通じて保育内容の一層の充実を図る必要があるという認識が示されたうえで、0歳児については、資質・能力が「未分化」な状態であるという発達的特徴から、保育内容は「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」の三つの視点から整理された(保育所保育指針「第2章 保育内容」)。そして、1歳以上3歳未満児については、1.2歳児には独特の発達の行動特性が見られ、その特徴を保育上の大事な視点とすることから、3歳以上児の保育内容5領域「健康・人間関係・環境・言葉・表現」に分化する前段階として、各領域が存在しながらも、それらは緩やかな枠組みで括られるものとして示された。すなわち、乳児保育の内容は、より詳細に0歳児と1歳以上3歳未満児保育とに区分されたことが

わかる。1歳以上3歳未満児保育の期間は、まさに0歳児と3歳以上児保育段階の中間として接着剤あるいはつなぎ目のような役割を果たす時期にあると捉えられる。

(2) 3歳以上児保育段階における保育内容のポイント

先に保育所保育指針改定における方向性の一つとして、②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけについて指摘したが、まさに今回の改定は文部科学省牽引による幼児教育・保育に関する3文書の同時改訂(改定)であり¹⁴⁾、教育改革の一環としての側面を持ち合わせていた。改定に先立つ、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(2016年)では、「幼稚園教育要領の改訂内容を踏まえ、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂内容について整合性が図られるとともに、幼稚園と小学校の接続と同様に、保育所及び幼保連携型認定こども園についても小学校との円滑な接続を一層推進されることが望まれる。」とされ、まさに保育所を幼稚園、幼保連携型認定こども園と共に、幼児教育の一翼を担う施設として位置づけることが明確に記された。

そして、保育所保育指針第1章総則4「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」では、学びの連続性を見据えた幼児教育における育ちと学びの視点、いわゆる新しい時代を生きる子どもたちに必要な力「三つの柱」の基礎と、小学校就学時の子どもの姿「幼児教育の終わりまでに育て欲しい10の姿」が示され¹⁵⁾、保育所保育における教育機能の鮮明化が図られた。これをうけて、保育所保育指針第1章総則1(2)に示す保育の目標を踏まえ、小学校以降の発達を見通して保育活動を展開し、保育内容5領域の各領域における「ねらい」及び「内容」に基づいて目指すべき資質・能力を育むことが求められた。こうして、小学校教育への円滑な接続を意識した保育を行う必要性が強調され、3歳以上児の保育内容は小学校以降の学習内容にも広がりをもって繋がること示唆された。



(図1：保育所保育におけるカリキュラム
(保育内容のつながりイメージ))

以上のことから、保育所保育においては、図1のようなカリキュラムが組み立てられていることがわかる。子どもの発達と学びの特徴を考慮し、保育段階間の繋がりをイメージした保育内容が用意され、それぞれの保育段階における保育内容が円滑に接続されることによって、保育所保育における学びの連続性が構築される。まさに、こうした保育所保育のカリキュラム構図を踏まえて、移行期へのアプローチを考慮した保育内容や保育指導計画、保育方法等について、保育者の理解や技術の習得と、そうした理解に基づく保育環境の整備などが求められる。

6. 乳児保育から3歳以上児保育への移行期の保育と接続の運営的側面の課題

アーティキュレーションの各教育機関(教育組織)間の具体的連絡・調整方法の側面(「運営的側面」)は、移行における手段や方策として、保育所保育に関わる者による子どもの発達や学びについての情報交換、その情報の活用のあり方、情報をもとにした協働的作業などがテーマに挙げられる。この点について、先検討会では「それまで育まれてきた資質・能力が次の時期の育ちへと繋がるようにするための検討」として示された。すなわち、保護者を含めて保育所保育に関係する者たちが互いの状況が見える関係性を形成して、一人ひとりの子どもの姿や育ち、学びに関する理解の共有と連携、いわゆる「丁寧な引き継ぎ」を図ることが必要であり、そのための具体的検討が求められているといえる。

乳児保育から3歳以上児保育への移行期における保育環境の変化のひとつは、保育体制の変化ともいえる。例えば、乳児保育では発達と学びの特徴を踏まえて緩やかな担当制を敷くことが望まれ、複数担任制であることが多い。しかし、3歳以上児保育になると、園生活の基本的な部分が、個別や少人数

の生活から集団生活へ移行することで、集団における個について視点を向けることの重要性に変わりはないが、一人担任制へ移行する保育所も少なくない¹⁶⁾。こうした保育体制には、保育所における保育士数の基準にも関係がある。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では、保育士一人当たりの子どもの数は、乳児保育から3歳以上児保育への移行に伴って、実に3倍以上に増える¹⁷⁾。つまり、乳児保育から3歳以上児保育へ移行することで、クラスメイト数は増えるが担任保育士数は減り、慣れ親しんだ担当保育士も外れるという保育環境の変化を体験する場合もある。こうした保育環境の変化を考慮すれば、先検討会で指摘されているような丁寧な引き継ぎは、乳児保育と3歳以上児保育との接続において、まさに重要な意味をもつことがわかる。とりわけ保育所保育においては、一人ひとりの子どもの発達状況や学びについての理解と評価は、子どもの家庭環境や生育歴、在所期間や保育利用時間などを踏まえ、より確かな専門的知識に基づくものでなくてはならない。またそうした信頼のおける情報を関係者が互いに共有することが求められることは自然なことともいえる。

しかし、とりわけ乳児保育では基準の保育士数を満たすために、通常勤務の保育士に加え、非常勤保育士やパート保育士等も含めて、極めて柔軟な保育士配置が行われている場合もあり、一日の保育時間のなかで、子どもは担当保育士のほかにも緩く特定された複数の保育士に接しているのが現状といえる。このような保育体制は、子ども一人ひとりを複数の保育士の視点で多角的に観ることを可能にする一方、保育士配置が流動的過ぎると、引き継ぎを行う際に不都合が生じることが予想される。例えば、保育に関わる者同士が子ども一人ひとりについての育ちや学びの状況について恒常的継続的に情報を交換・共有したり、そのための時間や機会を設けたりすることは容易なことではない。また、引き継ぐ情報そのものが適切な理解と評価を備えたものであるのか、その検証も保育に対する専門的知識や知見の習得度の異なる者同士で行うには困難さを生じさせる。

一方、引き継がれる情報は保育の実際場面で活用されてこそ意味あるものとなるが、引き継ぎが特に重要な意味をもつ年度当初は、入園児と進級した在園児がクラスに混在し、子ども自身も園の生活リズムに馴染むのに大変な時期となることから、引き継いだ情報を実践に活かすきれない保育体制があることは想像に難くない。在園児が、まさに移行における「段差」を経験している時に、担任保育士は入園児に手を取られ、前担任から引き継いだ子どもの情

報を保育実践で十分に生かす余裕のない状況に置かれることになる。

このように乳児保育と3歳以上児保育との接続における担任保育士間の引継ぎの実効性は、少なからず保育士配置や保育体制のあり方と関係していると考えられる。保育所保育は、保育士だけでなく多職種の人々と様々な勤務体制で勤務している者によって成り立っているという特徴的な体制の下にあることを考慮して、丁寧な引き継ぎが実現され得る手立てを検討する必要がある。

7. おわりに

－「移行期の保育と接続」課題解決への方途－

以上の考察から、保育所保育における乳児保育から3歳以上児保育への移行期の保育と接続についての課題を整理すると、次の点に集約することができる。

(1) 構造的側面の課題としては、とりわけ乳幼児期の子どもは自ら自覚的に学びの計画を立てたり、学びの道筋を選択したりすることに未熟な時期であることから、社会的要請や周囲の大人の状況や判断によって、子ども自身の発達や学びの連続性が妨げられたり、ゆがめられたりすることがないよう一層の配慮が必要であり、子ども一人ひとりに応じた保育・教育機会を保障するための制度的配慮と整備が求められる。例えば、発達の個人差が大きく見られる時期における段階区分の再検討や、進級時期の制度的な配慮と弾力化を探ることが挙げられる。

(2) 内容的側面の課題としては、学習者である子どもの学びの連続性を保障する保育が確実に実践されるために、保育所保育指針に則って保育所保育の全体的なカリキュラム構図を把握したうえで、保育段階間の保育内容を円滑に繋ぐ「移行期」の保育というキーワードを含めたカリキュラム理解が確立・促進されていくことが求められる。具体的に、移行期にフォーカスした保育内容、保育方法等についての理解、移行期に適した養護的、教育的側面からの保育アプローチや保育実践が求められる。例えば、移行期への保育に特化した研修や公開保育、グッドプラクティスの収集や公開を通じた実践情報の共有・交換の機会を活発化していくことなども一つの方途といえよう。

(3) 運営的側面の課題としては、まさにスムーズな移行を行うための諸条件の一つとしても丁寧な引き継ぎを行う必要を指摘したが、現状、慢性的な保育士不足においては丁寧な引き継ぎを行うための保育士配置や保育体制を十分に整えることは容易ではない。そうしたなか、解決へ向けた手だての一つとして園務分掌のICT化は有用なものといえる。保

育所保育において、ノンコンタクトタイムと言われる時間帯に、いかに丁寧な引き継ぎを行えるか。園務分掌のICT化は、子どもの育ちや学びについての理解の共有や連携を深めるための新しいツールの開拓をも可能とする。ドキュメンテーション等のやり取りの活発化は、こうした技術を適切に用いることによっても実現可能といえよう。

最後に、これら課題は、アーティキュレーションの視点を用いて考察することで、6年間にわたる保育所保育において、子どもの発達と学びの特徴から区分される保育段階があり、それら保育段階間には接続について検討を要する「段差」が立ちあらわれてくることを意識化することによって導き出されたものといえる。つまり、子どもの育ちと学びの連続性を考慮すれば、「就学前教育（段階）」として大まかに括られてきた一つの教育段階のうちにも、着目すべき接続があり、そのつなぎ目となる移行期があることを再認識することになった。こうした理解は、その後の学童期、青年期へと繋がる学びの出発点としての就学前教育のあり方について再考する機会の一助となり得よう。今後は、整理された課題を一つずつ掘り下げてさらなる考察を行うとともに、多様化複雑化する乳児保育から3歳以上児保育への移行ルートごとに課題の整理・検討を進めたい。

【註】

- ¹ 本稿では、乳児保育を広義に3歳未満児保育としてとらえる。0歳児保育のみを指す場合は、乳児保育(0歳児)とする。なお、3歳未満児の「教育」について、本稿では保育所保育指針に倣い、保育は「養護」と「教育」から成り立つとする見解に立ち、3歳未満児においても「教育」が行われていることを前提に検討を進める。また、保育所は児童福祉施設に分類されるが、昨今の保育・幼児教育改革動向を踏まえ、保育所を保育・幼児教育施設と捉える。
- ² 例えば、小島千恵子(2018)「子どもが主体的に学ぶためのカリキュラム・マネジメントー3歳未満児の保育から3歳以上児の保育への連続性(指針の改定をふまえてー)」『名古屋短期大学研究紀要』第56号, pp.17-28, 無藤隆, 汐見稔幸(2017)『イラストで読む! 幼稚園教育要領保育所保育指針幼保連携型認定こども園教育・保育要領はわかり book』学陽書房
- ³ 厚生労働省のまとめによれば、保育所等における乳児保育の利用率は年々増加傾向にあり、また待機児童全体については一定数の減少が見られるものの、0~2歳児は待機児童数全体の87.1%, 特に1.2歳児については77.2%を占める。(令和2年4月1日) 政府による待機児童解消を目的とした「子育て安心プラン」(2017)の策定以降、各自治体が保育所の受け皿として、応急手当的に乳児保育策を講じるなど急速な量的拡充がみられる。
- ⁴ 諸外国の潮流の影響もあり、乳児保育は社会経済的な視点からも教育面の重要事項として位置づけられている。例えば「諸外国における保育の質の捉え方・示し方に関する研究会(報告書)」(2019)。
- ⁵ 今後の検討すべき事項として、「3歳未満児の保育」「移行期の保育と接続」「特別な配慮を必要とする子どもの保育」「保護者に対する子育て支援」が示された。
- ⁶ 秋川陽一(2019)「学童保育制度の全体構造に関する考察(3)~教育制度論(体系論)の視点からの「学童保育体系」の検討」『関西福祉大学紀要』第22号, pp.2。
- ⁷ 保育所保育指針改定を踏まえた「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」(厚生労働省)においても「区切り」となる移行期があることを前提に議論がなされている。
- ⁸ 清水一彦(2016)「教育における接続論と教育制度改革の原理」『教育学研究』83巻4号, p.389。
- ⁹ 清水一彦(2016)「教育における接続論と教育制

度改革の原理」『教育学研究』83巻4号, p.390。また清水は、アーティキュレーション研究のマトリクスを示しており、接続には、縦、横、斜めの3つの種類の接続があると指摘している。本稿では垂直的な接続関係を示す縦の接続(Vertical Articulation)の視点を用いる。

- ¹⁰ 育休退園とは、保育所保育を利用中の子どもの保護者が、その子どもの弟妹を出産、育児休暇を取得した場合に、保育所利用要件を満たさないとして保育所保育を利用中の子どもを退所させるという自治体独自の措置である。
- ¹¹ 清水一彦(1987)「教育におけるアーティキュレーションの概念と問題性」『清泉女学院短期大学研究紀要』第5号, p.30。
- ¹² 5つの基本的な方向性は、本文のほか「子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し」「保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性」「職員の資質・専門性の向上」が示された。
- ¹³ 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 第1回議事録 p.28
- ¹⁴ 「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、いずれも2017年に改訂(定)告示、翌年施行され、初めての3法令同時改訂(定)となった。なお、「小学校学習指導要領」についても同年改訂され、2020年に全面実施されている。
- ¹⁵ 「三つの柱」の基礎として、個別の知識や技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎、学びに向かう力、人間性等。「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」として健康な心と体、自立心、協同性、道徳性、規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり、生命尊重、数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現の10項目が示された。
- ¹⁶ 発達的に特別な支援を必要とする子どもについては、加配保育士が配置されることがある。

¹⁷

子どもの年齢	子どもの数 (概ね)	保育士の数
0歳児	3人	1人以上
満1歳以上 満3歳未満	6人	1人以上
満3歳以上 満4歳未満	20人	1人以上
満4歳以上	30人	1人以上

【文献一覧】

- ・秋川陽一 (2019) 「学童保育制度の全体構造に関する考察 (3) ～教育制度論 (体系論) の視点からの「学童保育体系」の検討」『関西福祉大学紀要』第 22 号, pp.1-9
- ・秋川陽一, 大城愛子, 正保正恵, 伊藤良高 (2015) 「課題別セッションⅢ 3歳未満児の教育制度を考えるーその制度 (改革) 原理の検討」『教育制度学研究』第 22 号, pp.176-192
- ・小島千恵子 (2018) 「子どもが主体的に学ぶためのカリキュラム・マネジメントー3歳未満児の保育から3歳以上児の保育への連続性 (指針の改定をふまえてー)」『名古屋短期大学研究紀要』第 56 号, pp.17-28
- ・汐見稔幸, 無藤隆, ミネルヴァ書房編集部 (2018) 『〈平成 30 年施行〉保育所保育指針 幼稚園教育要領 幼保連携認定こども園保育・教育要領解説とポイント』ミネルヴァ書房
- ・清水一彦 (2016) 「教育における接続論と教育制度改革の原理」『教育学研究』83 卷 4 号, pp.384-397
- ・清水一彦 (1987) 「教育におけるアーティキュレーションの概念と問題性」『清泉女学院短期大学研究紀要』第 5 号, pp.23-35
- ・松本峰雄監修, 池田りな, 才郷眞弓, 土屋由, 堀科 (2019) 『よくわかる保育士エクササイズ 5 乳児保育演習ブック [第 2 版]』, ミネルヴァ書房, p.46
- ・松本峰雄監修, 浅野繭子, 新井祥文, 小山朝子, 才郷眞弓, 松田清美 (2019) 『よくわかる保育士エクササイズ 6 保育の計画と評価演習ブック』, ミネルヴァ書房, p.120
- ・無藤隆, 汐見稔幸 (2017) 『イラストで読む! 幼稚園教育要領保育所保育指針幼保連携型認定こども園教育・保育要領はやわかり book』学陽書房
- ・保育所保育指針 (平成 29 年) 厚生労働省